

今後のインフラのマネジメントのあり方について

インフラ老朽化対策に関する国土交通省のこれまでの主な取組

○インフラ老朽化対策に関するこれまでの経緯

- 資問 「今後の社会资本の維持管理・更新のあり方について」 [2012.7.25]

→ 社整審・交政審技術分科会技術部会に
「社会资本メンテナンス戦略小委員会」設置 [2012.7.31]

- 笹子トンネル天井板崩落事故 [2012.12.2]

- 2013年を「社会资本メンテナンス元年」に位置付け

- 社整審・交政審 中間答申 今後の社会资本の維持管理・更新のあり方について [2013.5.30]

- 「インフラ長寿命化基本計画」策定 [2013.11.29]

- 社整審・交政審 答申 今後の社会资本の維持管理・更新のあり方について [2013.12.25]

- 社整審 道路分科会 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言
最後の警告—今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ [2014.4.14]

- 「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定
当初<計画期間：H26～H32年度> [2014.5.21]
改定<計画期間：R3～R7年度> [2021.6.18]

- 社整審・交政審技術分科会 技術部会 提言
『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」
～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』 [2022.12.2]

- 埼玉県八潮市で下水管路の破損に起因する大規模な道路陥没
→有識者委員会の設置 [2025.1.28]

- 第3次提言 信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換 [2025.12.1]

⇒ 提言で示された『新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ』について、継続して検討し具現化していく

○各分野における主な老朽化対策の取り組み

①法令等の整備

- ・道路法、河川法、下水道法、水道法（当時、厚労省）、港湾法等の改正 等

②基準類の整備

- ・点検要領等の策定 等

③個別施設計画の策定

- ・計画策定・更新の推進、内容の充実 等

④点検・診断／修繕・更新等

- ・点検の着実な実施、点検結果を踏まえた修繕等の実施 等

⑤情報基盤の整備と活用

- ・データベースの構築、運用 等

⑥新技術の開発・導入

- ・産学官の連携、技術研究開発の促進 等

⑦予算管理

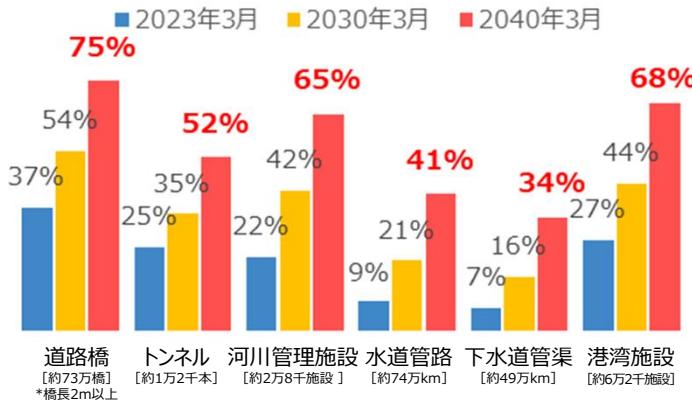
- ・トータルコストの縮減・平準化、予算支援 等

⑧体制の構築

- ・資格制度の充実、相互連携体制の構築 等

今後のインフラのマネジメントのあり方について

[建設後50年以上経過する社会資本の割合]



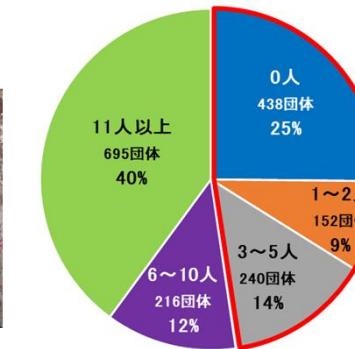
埼玉県八潮市下水管路の破損に起因する
大規模な道路陥没(2025年1月31日時点)



化学的弱部(腐食のおそれが大きい箇所)における事例



[市区町村における技術系職員数]



5人以下が
約5割

※地方公共団体定員管理調査結果
(R7.4.1時点)より国土交通省作成。
なお、一般行政部門の職員を
集計の対象としている。

※技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

◆新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ

(1)2つの『見える化』の徹底

《管理者や担い手にとっての『見える化』》

《市民への『見える化』》

(2)2つの『メリハリ』が不可欠

《重点化する『メリハリ』》

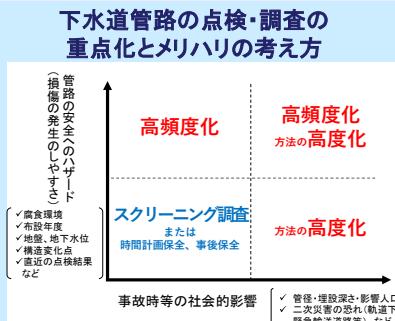
《軽量化する『メリハリ』》

(3)現場(リアルワールド)に『もっと光を』

(4)統合的『マネジメント』体制の構築

(5)改革推進のための『モーメンタム』

出典: 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討会(第3次提言)



◆中長期を見据えた社会資本整備の方向性(第2章)

インフラ政策の基軸となるインフラマネジメント(第3節)

1. 社会資本整備が社会・経済にもたらす多様な効果
2. 社会資本ストックの質的改善と高度化を図るインフラマネジメントの必要性
3. 整備効果を高めるための5つの方針
4. インフラマネジメントの前提となる安全性確保の徹底
5. インフラマネジメント方針の実効性の確保
6. 国民理解の醸成

出典: 第6次社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画(令和8年1月閣議決定)

重点目標 I : 活力のある持続可能な地域社会の形成

重点目標IV : 戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化

国土強靭化実施中期計画(令和7年6月閣議決定)

デジタル等の新技術の活用等を位置づけ、インフラの効率的・効果的な修繕・更新等に必要な対策を推進する。

※それぞれフォローアップを実施

社会資本整備審議会・交通政策審議会への 諮問(令和7年12月16日)

インフラマネジメントを支える主体間の連携や新技術の導入等を通じたメリハリのある維持管理を行い、インフラストックを適正な水準に再構築していくため、今後のインフラのマネジメントのあり方について
諮問

「インフラマネジメント戦略小委員会」を 2
社整審・交政審技術分科会技術部会に設置

社会资本整備審議会・交通政策審議会の組織図



国官技第322号
令和7年12月16日

社会资本整備審議会会长

安永 竜夫 殿

国土交通大臣

金子 恭之

諮詢問

下記について、ご意見賜りたい。

記

今後のインフラのマネジメントのあり方について

国 総 技 第 102 号
令和 7 年 12 月 16 日

交通政策審議会会長

橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子 恭之

諮詢 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

今後のインフラのマネジメントのあり方について

今後のインフラのマネジメントのあり方について (諮問)

趣旨 :

我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進んでおり、2012（平成24）年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を契機に、翌2013（平成25）年を「社会資本メンテナンス元年」と定め、点検・診断、対策実施というメンテナンスサイクルのもと抜本的に対策を強化して取り組んできた。特に、施設に不具合が発生してからではなく、あらかじめ定期的に点検・診断を実施し、その結果に基づき不具合が生じる前に修繕等を実施する「予防保全型」メンテナンスへの転換に向けて取組が進められてきたが、いまだ道半ばである。また、インフラの多くを維持管理する市区町村は財政面・組織体制面ともに極めて厳しい状況にあり、インフラを持続的に維持管理するための体制が脆弱になってきている。

このような中で、2025年（令和7年）1月28日に埼玉県八潮市において発生した下水道管破損に起因するとされる道路陥没事故によって、適切にインフラの点検・修繕・更新を図るとともに、計画・設計・整備・修繕・改築などを統合的にマネジメントすることの重要性と不具合のあった際の国民生活への影響の大きさを再認識したところである。

こうしたことを背景に、インフラのマネジメントを効率的・効果的に進めるためには、国管理分はもとより、インフラの大部分を占める地方公共団体管理分のインフラの管理機能を持続可能なものとするため、地域のインフラのマネジメントを支える主体間の連携・協働体制の強化やAI・ロボット等の新技術の導入、維持管理の容易な構造の採用等を通じたメリハリのある維持管理をしていく必要性が高まっている。さらに、今後人口減少が加速する中、地域の将来像を踏まえてインフラの整備や管理を行い、集約・再編等により、インフラストックを適正な水準に再構築していくインフラのマネジメントのあり方を検討することが必要である。

以上のことから、今後のインフラのマネジメントのあり方について諮問するものである。

国社整審第 80 号
令和 7 年 12 月 17 日

技術部会

部会長 小澤 一雅 殿

社会資本整備審議会

会長 安永 竜夫

今後のインフラのマネジメントのあり方について（付託）

令和 7 年 12 月 16 日付け国官技第 322 号により当審議会に諮問された今後のインフラのマネジメントのあり方については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、技術部会に付託します。

国交政審（技）第21号
令和7年12月17日

技術分科会
分科会長 小澤 一雅 殿

交通政策審議会
会長 橋本 英二

今後のインフラのマネジメントのあり方について（付託）

令和7年12月16日付け国総技第102号により当審議会に諮問された今後のインフラのマネジメントのあり方については、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定により、技術分科会に付託します。

国交政審（技）第21号-2
令和7年12月17日

交通政策審議会技術分科会技術部会
部会長 小澤 一雅 殿

交通政策審議会技術分科会
会長 小澤 一雅

今後のインフラのマネジメントのあり方について（付託）

令和7年12月16日付け国総技第102号により当審議会に諮問された今後のインフラのマネジメントのあり方については、交通政策審議会技術分科会運営規則第8条第2項の規定により、技術分科会技術部会に付託します。

令和 7 年 12 月 25 日

社会资本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 「インフラマネジメント戦略小委員会」の設置について

社会资本整備審議会
交通政策審議会技術分科会 技術部会

1. 設置主旨

我が国では、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進んでおり、2012（平成 24）年 12 月に発生した中央自動車道笛子トンネルの天井板崩落事故を契機に、翌 2013（平成 25）年を「社会资本メンテナンス元年」と定め、点検・診断、対策実施というメンテナンスサイクルのもと抜本的に対策を強化して取り組んできた。特に、施設に不具合が発生してからではなく、あらかじめ定期的に点検・診断を実施し、その結果に基づき不具合が生じる前に修繕等を実施する「予防保全型」メンテナンスへの転換に向けて取組が進められてきたが、いまだ道半ばである。また、インフラの多くを維持管理する市区町村は財政面・組織体制面ともに極めて厳しい状況にあり、インフラを持続的に維持管理するための体制が脆弱になってきている。このような中で、2025 年（令和 7 年）1 月 28 日に埼玉県八潮市において発生した下水道管破損に起因するとされる道路陥没事故によって、適切にインフラの点検・修繕・更新を図るとともに、計画・設計・整備・修繕・改築などを統合的にマネジメントすることの重要性と不具合のあった際の国民生活への影響の大きさを再認識したところである。

こうしたことを背景に、インフラのマネジメントを効率的・効果的に進めるためには、国管理分はもとより、インフラの大部分を占める地方公共団体管理分のインフラの管理機能を持続可能なものとするため、地域のインフラのマネジメントを支える主体間の連携・協働体制の強化や AI・ロボット等の新技術の導入、維持管理の容易な構造の採用等を通じたメリハリのある維持管理をしていく必要性が高まっている。さらに、今後人口減少が加速する中、地域の将来像を踏まえてインフラの整備や管理を行い、集約・再編等により、インフラストックを適正な水準に再構築していくインフラのマネジメントのあり方について、技術的な観点から検討することが必要である。

このため、社会资本整備審議会及び交通政策審議会技術分科会の技術部会の下に、インフラマネジメント戦略小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2. 主な審議事項

小委員会においては、次の事項を中心に審議を行うものとする。

- ・地方公共団体管理分も含めた様々な分野のインフラに関する実態の把握
- ・維持管理の容易な構造の採用等を通じたメリハリのある維持管理
- ・AI・ロボット等の新技術の導入の方向性
- ・インフラのマネジメントを支える主体間の連携・協働体制
- ・今後のインフラのマネジメントのあり方

3. 審議のスケジュール

令和8年夏頃を目途に中間的な取りまとめを行う。

4. その他

「社会资本メンテナンス戦略小委員会」は廃止する。

ただし、廃止前の「社会资本メンテナンス戦略小委員会」が検討した事項等については、「インフラマネジメント戦略小委員会」に引き継ぐものとする。

社会资本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会 運営規則

社会资本整備審議会運営規則第10条及び技術分科会運営規則第10条の規定に基づき、社会资本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会（以下「技術部会」という。）運営規則を次のとおり定める。

社会资本整備審議会技術部会長
交通政策審議会技術分科会長

（小委員会の設置）

第1条 技術部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることが出来る。

（小委員会の委員）

第2条 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、技術部会に属する委員等のうちから、技術部会長が指名する。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、技術部会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから技術部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかに調査結果を技術部会長に報告するものとする。

（議長）

第4条 委員長は議長として小委員会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、小委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることが出来る。

（議事録）

第6条 小委員会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第7条 小委員会の会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることが出来る。

- 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、小委員会の会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることが出来る。

(ワーキンググループの設置)

第8条 技術部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置し特定の課題に係る議論をさせたうえで、意見を聴取することが出来る。

(ワーキンググループの委員)

第9条 ワーキンググループに属する委員は、議題に応じて、技術部会長が指名する。

(委員以外の者の招聘)

第10条 技術部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループの出席及び説明を求めることが出来る。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続その他運営に関し必要な事項は、技術部会長が定める。

附 則

この規則は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月28日から施行する。

○社会資本整備審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）

（趣旨）

第1条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に關係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に關係のある臨時委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

（分科会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

- 2 分科会の議決は、会長が適當であると認めるときは、審議会の議決とすることができます。
- 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適當であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあっては分科会。）の議決とすることができます。
- 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

○交通政策審議会運営規則（平成13年3月13日交通政策審議会決定）

（趣旨）

第1条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に關し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に關係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に關係のある臨時委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。

- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができます。

- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができます。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月13日から施行する。

交通政策審議会技術分科会運営規則

(趣旨)

第1条 技術分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 分科会は分科会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会長は、分科会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により分科会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

(議長)

第4条 会長は、議長として分科会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当

事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる

(部会)

第8条 分科会は、部会を置くことができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。
- 4 部会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「分科会」とあるのは「部会」、「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、国土交通省総合政策局技術政策課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項は、会長が定める。